

【議案第 44 号】

財産の無償貸付について（「道の駅」ゆうひパーク浜田）

議案第 44 号、財産の無償貸付（「道の駅」ゆうひパーク浜田）について、大きく 5 点取り上げ、反対の立場から討論いたします。

まず、無償貸付け以外の選択肢を検討していないことであります。本議案は、普通財産の活用方法として「無償貸付け」だけを提示しています。しかし、地方自治法や財産管理条例が認める選択肢は、有償貸付け、指定管理者制度、公設民営、売却、無償譲渡など多岐にわたります。にもかかわらず、これらの代替案を比較検討した様子は見受けられません。

株式会社は営利事業を行い、利益を株主へ還元することを目的とするものです。この会社への普通財産の無償貸付けは例外的措置であり、先日の産業建設委員会で執行部は、普通財産を株式会社へ無償で貸し付けた他の例を示せませんでした。このような例外を採用する合理的理由や根拠が示されていない以上、議会は議決できません。

続いて、事業計画の未完成であります。事業者に求めた修正項目は、テナントの具体性、地場産品の KPI、地域貢献、雇用創出、収益還元、石見神楽の定期開催、モニタリング体制など、いずれも事業の根幹に関わる重要事項であります。しかし、これらは現時点で未確定のままであり、説明が十分に進んでいるとは言えません。未完成の計画を議決するのは、議会の責務に反します。

続いて、第三セクターの経営悪化を放置した行政責任が整理されておられません。第三セクターであった「ゆうひパーク浜田株式会社」は、令和 4 年度に債務超過が顕在化し、長期にわたり経営悪化が続いていました。市は筆頭株主でありながら経営改善を指導できず、結果として指定管理等への移行の可能性を自ら失わせました。行政の監督不全によって選択肢が狭められ、その責任整理がないまま「無償貸付けは既定路線」として議会に判断を迫ることは極めて不適切です。

次に、新たな運営事業者の公募の公平性の観点からも問題があります。市は、第三セクターであったゆうひパーク浜田株式会社へ市が所有する株式の無償譲渡を行い、市の関与しない民間企業との体裁を整えて公募の公平性を確保したとしています。しかし、建物を無償貸し付けすることは、別の形で特定業者を優遇する構造となります。本来入るべき貸付料（固定資産税評価額×想定貸付率）の免除は補助金と同様の財政支援策と評価でき、公平性の観点から疑義が残ります。

最後に、優先交渉権者である企業体の本質が県外の株式会社である点についてです。市は 15 年間で約 2 億 2,000 万円にも及ぶ貸付料を免除する妥当性として、将来的な大規模修繕や空調更新費など、約 1 億円規模の財政負担を事業者が負うことによる財政効果、集客増、地域活性化などを挙げています。しかし、事業者が地域外（県外）企業

令和 8 年 6 月定例会議 川上 幾雄議員 反対討論

であることから、利益の多くは地域外へ流出することが目に見えています。経済学で言うところの「穴のあいたバケツ（リーキー・バケツ）」でしかありません。

以上の理由から、本議案は行政の意思決定プロセスが不十分であり、議会として議決できる水準に達していないと判断し、反対いたします。